

八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進するため、生ごみ堆肥化容器を購入する者に対し、購入費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(容器の基準)

第2条 助成金の交付の対象となる生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 容量が100リットル以上の容器であること。
- (2) 容器内で生ごみを自然発酵及び分解により、堆肥化する機能を有すること。
- (3) 材質が耐水性及び耐久性を備えていること。
- (4) 臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること。

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 生ごみ堆肥化容器の購入日に市内に居住している者（事業者を除く。）
- (2) 申請者の属する世帯から排出される生ごみ等を処理することを目的に購入した容器を、自己の責任において市内に設置し、適正に使用及び維持管理ができる者
- (3) 他の世帯構成員が容器の購入助成を受けていない者
- (4) 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することができる者
- (5) ごみ減量及び堆肥化についての状況報告等ができる者
- (6) この要綱により、助成金の交付を受けて容器を購入した日以後、最初の4月1日から起算して、5年を経過している者

(助成金の額・助成台数)

第4条 助成金額は、運搬費を除く本体購入費（消費税を含む。）の半額（円未満は、切り捨てる。）とする。ただし、1台につき3,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、容器購入後、3ヶ月以内に生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、購入先が発行した領収書（申請者の氏名と購入内容等が記載され、金額に応じた収入印紙の貼付があるもの。金額や日付のみのレシート等は不可。）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定、交付請求及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査して、助成の可否を生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をした際には、申請書により助成金の請求があったものとみなす。

3 市長は、前項の請求があったときは、申請者の指定する、銀行等の口座に、助成金の振り込みを行うものとする。

(取消し等)

第7条 市長は、申請者が、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日以降に購入した生ごみ堆肥化容器に適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、平成21年4月1日以降に購入した生ごみ堆肥化容器に適用する。但し、従前の生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付申請書（様式第1号）による申請についても可とする。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から実施し、平成22年5月1日以降に購入した生ごみ堆肥化容器に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から実施し、平成23年2月1日以降に購入した生ごみ堆肥化容器に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月11日から実施し、平成28年11月11日以降に購入した生ごみ堆肥化容器に適用する。但し、従前の生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付申請書（様式第1号）による申請についても可とする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。但し、従前の生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付申請書（様式第1号）による申請についても可とする。